

令和8年第3回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和8年3月27日(金) 午後 2時00分 開会 午後 2時30分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4階 全員協議会室		
議長	大山 理晴 会長		
出席委員 (20名)	委員	遠山 英俊	水野 安喜
		小栗 智幸	安田 清和
		渡邊 美孝	大山 理晴
		勝股 増夫	鈴木 録郎
		奥村 正子	足立 正之
		土屋 敏子	加納 富雄
		安藤 良一	
	農地利用 最適化推 進委員 (欠員1 名)	岩嶋 貞夫	勝股 重雄
		三輪 徳夫	板橋 仁晃
		有我 俊春	渡邊 俊美
		小川 伸二	
欠席委員 (2名)		成瀬 良美	小倉 清弘
事務局	局長補佐 有賀 大輔 事務職員 西尾 友宏		
付議事項			
<p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について</p> <p style="text-align: center;">※付議の内容については別添のとおり</p>			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和8年第3回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。  
瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員13名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、奥村 正子委員と有我 俊春委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

渡邊 俊美委員、説明をお願いします。

渡邊委員

去る3月23日、奥村 正子委員、加納 富雄委員、有賀局長補佐、西尾事務職員、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては2件であります。

内容といたしましては、畑が2筆、田が2筆で合計面積1,895㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

西尾

事務職員

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから6ページになります。まずは、5ページをご覧ください。

3条-8

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の経営に努めるものです。

次に6ページをご覧ください。

3条-9

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の経営に努めるものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議 長                    ありがとうございます。  
では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員                    (質問・意見無し)
- 議 長                    別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします。  
議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員                    (全員挙手)
- 議 長                    全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。  
次に議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。  
渡邊 俊美委員、説明をお願いします。
- 渡邊委員                農地法第5条の規定による許可申請につきましては4件であります。  
内容といたしましては、田が3筆、畑が1筆、合計面積1,226㎡であります。  
詳細については、事務局より説明を求めます。
- 西尾  
事務職員                それでは、議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
ご説明申し上げます。  
議案集の7ページから15ページになります。  
まずは8ページ、9ページをご覧ください。  
5条-11  
(議案書の内容を説明)  
申請地は、小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。
- 次に10ページ、11ページをご覧ください。  
5条-12  
(議案書の内容を説明)  
申請地は、都市計画で工業地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。
- 次に12ページ、13ページをご覧ください。  
5条-13  
(議案書の内容を説明)  
申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し

問題ないものと考えます。

次に14ページ、15ページをご覧ください。

5条-14

(議案書の内容を説明)

申請地は、小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

井田  
事務職員

それでは、議第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」、ご説明申し上げます。

(議案書の内容を説明)

農地の所在につきましては19ページから20ページをご確認ください。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見なし)

議 長            議第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員            (全員挙手)

議 長            全員賛成ですので、議第3号は、計画のとおり承認することに決定いたします。

                  以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員